

長与町地域商業活性化事業

## チャレンジショップ出店参加者公募要領

西そのぎ商工会

## 1 店舗

### (1) 所在地

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷458番地長与町中央商店街内

### (2) 交通等

榎の鼻バス停より徒歩3分

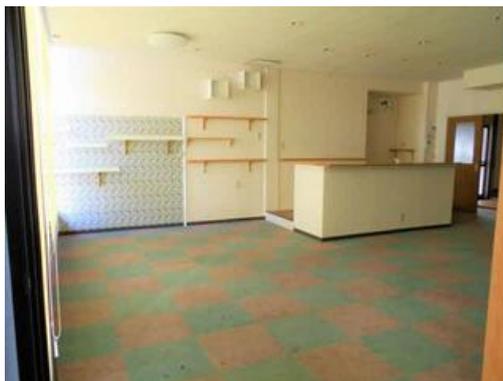
### (3) 建物情報

鉄筋木造2階建（使用区域は1階部分のみ）

#### ・外観



#### ・内観



#### ・地図



## 2 出店対象者

- (1) 小売業、サービス業を行う者（出店可否は別途判断する）
- (2) 20歳以上の成年者又は学生等（学生等は学校長等からの許可を得た者）
- (3) 開業していない者又は既に開業しており新規事業の展開を考えている者
- (4) 出店後、長与町内に店舗等を構え開業する者

## 3 出店条件

- (1) 自主性をもって店舗運営を行える者
- (2) 原則として3ヶ月間の営業を行い、かつ、週4日以上1日あたり6時間以上の営業活動を行うことができる者
- (3) 出店期間中の売上情報を商工会に提供できる者
- (4) 法令及び公序良俗に反しない事業を行う者

## 4 禁止事項

- (1) 危険又は迷惑と考えられる行為を行うこと
- (2) 商工会が承認した内容以外で施設を利用すること
- (3) 施設内に居住すること
- (4) 施設の全部又は一部を第三者に利用させ、もしくは出店に係る権利を譲渡又は担保に供すること
- (5) 商工会の許可なく施設に改装等の工事等を行うこと
- (6) 施設運営を妨害する行為
- (7) 連鎖販売取引及びそれに類似した行為

## 5 募集関連事項

- (1) 出店者が同じ期間で施設内に入居できる数は1事業者から2事業者までとする
- (2) 出店者は水道光熱費を実費負担する
- (3) 出店者は商工会が発行する出店許可通知書に記載の出店開始日より出店することができ、それ以前に出店を行うことはできない

## 6 留意事項

- (1) 運営期間での事業中止は原則として許可しない
- (2) 事業期間中の周辺住民等からの苦情、訴訟等については出店者の自己責任で解決を図ること
- (3) 出店者が施設内に持ち込んだ什器等に関する保守及び修理、保険等については出店者自身で対処すること
- (4) 防犯、防災対策は出店者においてとり、万が一、施設内において盗難等が発生した

場合であっても商工会は一切の責任を負わない

- (5) 営業時間は原則として商工会の業務時間（8時45分から17時30分）に準ずるが、当該時間を超過する場合等は別途協議する
- (6) 水道光熱費を期限までに支払うことが出来ず、又、支払いに向けての解決策等を講じる等の対応をとらない者については即日出店許可を取り消し、即日退去とする

【問い合わせ先】

西そのぎ商工会経営支援課

住 所：〒851-2105 長崎県西彼杵郡時津町浦郷 428-14

電 話：095-882-2240 ファックス：095-882-0521

受付時間：午前9時～午後5時30分（年末年始、お盆、土日祝日を除く）